

2月8日月
から

市県民税の申告・所得税の確定申告を 受け付けます

問い合わせ

【市県民税の申告について】 税務課市県税・国保税グループ ☎ 24・8030
【所得税の確定申告について】 小松税務署 ☎ 22・1171

■受付期間

2月8日(月)～3月15日(火)

9時～16時(土・日・祝日を除く)

申告は、左表の日程を目安にお越しください。受付日に都合の悪い場合は、期間内の別の日でも申告できます。

※小松税務署の確定申告相談会場も2月8日(月)から開設されます。

■申告会場

●市役所税務課

正面玄関右手の保険年金課前の「総合受付」で番号札を受け取ってください。順番に、税務課前の「申告会場」へご案内します。

●小松サン・アビリティーズ

2月17日(水)～19日(金)

※3日間のみ申告を受け付けます。

午前の部 9時～11時30分
午後の部 13時30分～16時

【申告受付日程】

■ところ：市役所1階税務課前

受付日	校下名
2月16日(火)～19日(金)	稚松、芦城、向本折、国府、金野、西尾、波佐谷
2月22日(月)～24日(水)	安宅、犬丸、荒屋、第一、蓮代寺、日末
2月25日(木)26日(金)29日(月)	能美、苗代、今江、串、中海、東陵

■ところ：小松サン・アビリティーズ(小松短期大学横)

受付日	校下名
2月17日(水)19日(金)	矢田野、符津
2月18日(木)19日(金)	木場、那谷、粟津、月津

■市県民税の申告が必要な人

●公的年金受給者のうち

・年金以外に他の所得(給与・営業・不動産等)があった人

●給与所得者のうち

・給与支払報告書が勤務先から小松市に提出されていない人
・給与以外に他の所得(営業、不動産、年金等)があった人

●医療費控除、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除などを受けようとする人

●国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者

・保険税(料)の算定のため、所得が無くても申告が必要です。

●所得証明書が必要な人

※所得税の確定申告をした人は市県民税の申告の必要はありません。

■そのほか

今回提出する申告書には、個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。

公的年金等を受給している人へ

「年金収入が400万円以下なので所得税の確定申告は必要ない」と言われた人も、年金の源泉徴収票をも一度確認してください。

記載されている控除(扶養、障害、年金から引かれている社会保険料など)のほかに、申告できるものはありませんか。

例えば、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を納付書や口座振替により自分で支払った人は、その金額を社会保険料控除として申告することで、来年度の市県民税の負担が軽くなる場合があります。

※平成27年中の保険税(料)納付額については、1月下旬に市から世帯主宛てに発送するはがきをご覧ください。

〈申告必要書類チェックシート〉

申告に必要なもので、忘れ物はありませんか？

No.	チェック欄	申告に必要な主なもの
1	☐	認印(スタンプ式のものは使用できません)
2	収入(所得)が分かる資料	
	☐	給与の源泉徴収票
	☐	年金の源泉徴収票
	☐	事業(営業・農業・不動産)の収入と経費を記入した収支内訳書や報酬の支払調書など ※収支内訳書などの書き方で不明な点がある場合は税務署へお尋ねください。
3	所得控除対象額が分かる資料	
	☐	国民年金保険料控除証明書
	☐	生命保険料や地震保険料の控除証明書
	☐	健康保険税(料)の支払額が分かる領収書など ※市への保険税(料)納付額を表示した「平成27年分保険税(料)納付済額通知書(証明書)兼口座振替納付済通知書」を、1月下旬に世帯ごとに送付します。
	☐	昨年中に支払った医療費の領収書など ※医療費控除を受ける場合には、領収書を、医療を受けた人ごとに病院・薬局別にまとめてそれぞれ集計してきてください。また、医療費に対して、生命保険・高額療養費などで受け取った金額がある人は、その金額の分かるものを持参してください。
	☐	寄付金の受領証
4	そのほか	
	☐	還付される税金がある人…申告者名義の振込先口座番号などが分かるもの
	☐	e-Taxコーナーを利用する人…個人番号カードまたは住民基本台帳カード(電子証明書取得済みで有効期限内のもの)※USBメモリなどでのデータの持ち込みはできません。

申告受付期間は窓口が大変混み合います。受付時間や待ち時間短縮のため、事前準備にご協力をお願いします。

税理士(北陸税理士会小松支部)による 無料申告相談

対象者は小規模納税者(前年分所得金額が300万円以下の事業所得者)、給与所得者、年金受給者などです。

と き 2月15日(月)～26日(金)
9時～12時、13時～15時30分
ところ 市役所税務課前(税理士支援コーナー)

と き 2月20日(土)、21日(日)10時～16時
ところ アル・プラザ小松1階 レバリーホール

次の人は税務署で申告してください

- ・土地や建物を売った人
- ・株の売買や先物取引の申告をする人
- ・山林所得がある人
- ・青色申告をする人
- ・収支内訳書の書き方の相談をしたい人
- ・住宅ローン控除など住宅に関する特別控除を受ける人
- ・災害などで雑損控除を受ける人
- ・亡くなった人の確定申告をする人

小松税務署：日の出町1-120
小松日の出合同庁舎